

令和8年度よりおか元気応援寄附金推進事業業務委託について、公募型プロポーザルを次のとおり実施する。

令和8年1月14日

## 1 目的

盛岡市がふるさと納税（地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第1項及び第314条の7第1項第1号に規定する都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金をいう。以下同じ。）制度を推進するために実施する「もりおか元気応援寄附金推進事業（以下「本事業」という。）」に関し、ふるさと納税の趣旨に照らし合わせ、各提案事業者の業務遂行に関する知見、技術、経験等を見極め、本事業に係る業務を委託するのに最も適した事業者を選定するため公募型プロポーザル方式で募集する。

## 2 業務概要

### (1) 業務名

令和8年度よりおか元気応援寄附金推進事業業務委託

### (2) 業務内容

別紙もりおか元気応援寄附金推進事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

### 【参考】本市の寄附実績（直近3年間）

	寄附金額	寄附件数
令和6年度	493,321,027円	15,041件
令和5年度	219,867,237円	8,770件
令和4年度	272,419,800円	10,294件

### 【参考】寄附の地方別件数（令和6年度）

北海道	406件	関西	1,929件
東北	1,723件	中国	398件
関東甲信越	8,417件	四国	193件
東海	1,193件	九州	572件
北陸	155件	沖縄	55件

### 3 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（複数の者が共同で参加しようとする場合に当たっては、それぞれの者）（以下「参加者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たしている者とする。

なお、参加申込書等が受理されている場合でも、要件のいずれかを満たしていないことが判明した場合は、要件を満たすまで有資格者としては取り扱わないこととする。また、プロポーザル参加資格がない者が行った提案等、提案書又はそれらの添付資料に虚偽の入力又は記載を行った者の提案等は無効とする。

- (1) 日本国内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有し、本業務の実施について、必要に応じて本市に訪問可能のこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続の開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 後述する提案書類の受付期間の最終日までに、市から受注業務に関し、入札参加停止等の措置を受けていないこと。
- (5) 役員や理事又は営業所等の代表が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (6) 直近の年に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税を滞納している者並びに盛岡市に納付すべき市民税（法人等で提案する場合は法人市民税、個人で提案する場合は個人住民税）、固定資産税及び都市計画税を滞納している者でないこと。

### 4 提案書類

本プロポーザルに参加しようとするときは、次の書類を提出すること。

なお、盛岡市の物品等買入れ等競争入札参加者名簿に登録のある者は、(2) 及び(3) の書類は提出不要である。

- (1) 企画提案申込書（様式第1-1号） 10部（1部正本、9部副本（写し））

※ グループでの申請の場合、グループ申請構成書（様式第1-2号）を提出すること。

- (2) 提案資格を有していることを証明する書類 1部

ア 法人登記簿の謄本又はその写し（法人の場合のみ）

イ 定款又は寄附行為等

(全て複写。法人以外の団体にあっては、これらに相当する書類)

ウー1 直近の国に納付すべき法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書又はその写し

ウー2 直近の盛岡市に納付すべき市民税（法人・個人）、固定資産税及び都市計画税の納税証明書又はその写し

※ 直近とは納付期限が到来しているものを指す。

ウー3 直近の法人税等又は市民税等の納税義務がない場合はその理由を記載した申立書（様式第2号）

(3) 申請する団体の役員等名簿（様式第3号） 1部

(4) 企画提案書（任意様式） 10部

別紙「仕様書」に掲げる業務内容に関して、次のアからオまでに掲げる事項を記載したものとする。

ア 具体的な実施内容及び実施方法（「仕様書」に掲げる事業内容ごとに整理して作成）

イ 目標寄附額。ただし、1,000,000千円以上とする。

ウ 目標寄附額を達成するための、本市が指定するポータルサイト別の寄附募集戦略及び広報戦略

エ 作業及び事業実施スケジュール

オ 業務実施体制

カ 再委託等の有無及び予定

(5) 事業予算書（様式第4号） 10部

※ 経費については、目標寄附額の寄附を受けた場合の金額として積算すること。

※ 消費税及び地方消費税額を算出する場合の税率は10%として算出すること。

(6) 組織等に関する調書（様式第5号） 10部

(7) 実績調書（様式第6号） 10部

※ 官公庁又は民間における類似業務等の契約実績を記載してください。

(8) グループの代表者、代表権限、意思決定の手続き等グループの組織に関する取決めを記載した書類（グループでの申請の場合のみ。任意様式。） 10部

※ グループで申請する場合、(2)、(3)、(6)及び(7)について、グループを構成するすべての法人及びその他の団体について提出すること。

※ 無効となる提案書類

次のアからオまでのいずれかに該当する提案書類は、これを無効とする。

ア 資格要件を満たさない者又は委託候補者を選定するまでの間に資格要件を満たさなくなつた者から提出されたもの

イ 提出した書類に虚偽の内容が記載されていたもの

- ウ 民法（明治29年法律第89号）第90条、第93条、第94条又は第95条の規定に該当する内容となっているもの
- エ 誤字、脱字等により必要事項が確認できないもの
- オ 提出期限を過ぎて提出されたもの

## 5 提案書類の受付

### (1) 受付期間

令和8年1月14日（水）から1月27日（火）まで【必着】

受付時間は、午前9時00分から午後5時30分までとする。

ただし、受付期間であっても土曜日、日曜日及び祝日に該当する日を除くものとする。

### (2) 提出先

盛岡市庁舎別館8階（〒020-8530 盛岡市内丸12番2号）

盛岡市市長公室企画調整課都市戦略室

### (3) 提出方法

持参または郵送により提出すること。

なお、郵送による提出の場合、提案書類到達の証明は提案者の責任において行うこと。

## 6 質問の受付及び回答

公募に関する質問がある場合は、質問票（様式A）により提出すること。

なお、口頭及び質問用紙によらない質問は受け付けない。

### (1) 受付期間

令和8年1月14日（水）から1月20日（火）まで

### (2) 質問方法

ア 電子メールによる。（送付先：後述の担当部署のメールアドレス）

イ 電子メールの件名は、「令和8年度もりおか元気応援寄附金推進事業業務委託に係る質問票の送付について」等、公募されている内容が分かるように配慮すること。

### (3) 回答方法

提出された質問に対する回答は、令和8年1月22日（木）までに、盛岡市公式ホームページに掲載し、公表する。なお、同趣旨の質問は、まとめて回答するものとする。

ただし、審査に影響しない軽微な質問や単なる事業概要に関する質問等については、質問者のみに回答する。

## 7 審査

### (1) 審査方法

#### ア 一次審査

書類審査とする。参加者が3者未満の場合は、資格要件の審査のみ実施する。参加者が3者を超える場合は、書類審査を実施し、3者以内に選考する。

#### イ 二次審査

プレゼンテーション・ヒアリングによる審査（場所は盛岡市役所本庁舎）とする。

なお、審査の順番は、原則として提案書類の提出順とは逆の順番で行うものとする。

### (2) 審査項目及び採点基準

次に掲げる項目を総合的に勘案し、評価の高いものを選定する。

審査項目	配点
<b>1 業務体制</b>	15
・担当者の配置状況が的確かつ適正であり、市の課題や要望に対して迅速な対応が可能な業務体制となっているか。	(10)
・個人情報の取扱いや情報セキュリティの重要性を十分に認識しており、かつ、適切なセキュリティ対策を講じることができる体制を有しているか。	(5)
<b>2 業務実績</b>	5
・他地方公共団体のふるさと納税支援業務において、実績件数及び実績金額の拡大など、優れた成績を収めているか。	(5)
<b>3 見積価格</b>	10
・予算の積算は妥当かつ適切と見込まれるか。	(10)
<b>4 本市への理解</b>	10
・本市のふるさと納税等の現状を正確に把握・分析し、目標額の達成に向けて実現可能な提案となっているか。	(10)
<b>5 返礼品取扱事業者への発注及び返礼品配送管理</b>	5
・返礼品の発注、在庫管理、発送管理を適切に行うことができる体制を有しているか。	(5)
<b>6 新たな返礼品の企画及び商品開発</b>	10
・本市の特産品等の特性を踏まえた、魅力ある新たな返礼品の企画及び商品開発を推進する提案となっているか。	(10)
<b>7 返礼品取扱事業者との各種調整</b>	10
・返礼品取扱事業者との連携を密にし、新たな返礼品の企画及び商品開発等に向けた各種調整を十分に行うことができる体制を有しているか。	(10)

<b>8 寄附の受付</b>	5
・寄附の受付体制や寄附者からの問い合わせ等に対して、迅速かつ適切に対応できる体制を有しているか。	(5)
<b>9 プロモーション</b>	20
・ふるさと納税ポータルサイト毎の特色など、デジタルマーケティングに必要な知見を持ち、ＳＥＯ対策等において効果的なプロモーションを推進できる体制を有しているか。	(10)
・寄附ポータルサイト以外での各種媒体での情報発信について、寄附額の拡大や本市の魅力度向上に資する広報戦略を策定しているか。	(10)
<b>10 その他</b>	10
・審査項目以外に特に優れた要素がある場合に加点する。	(10)

### (3) 審査結果

審査結果は、提案者に対して速やかに通知するとともに、盛岡市公式ホームページ等へ掲載し、公表する。

## 8 企画提案の募集及び選定日程

- (1) 公募の周知 1月14日（水）から
- (2) 質問の受付期間 1月14日（水）から1月20日（火）まで
- (3) 質問への回答（公表） 1月22日（木）までに公表
- (4) 提案書類の受付期間 1月14日（水）から1月27日（火）まで
- (5) 一次審査の実施 1月29日（木）（予定）
- (6) 二次審査の実施 2月4日（水）（予定）

※ 二次審査の日時や実施内容等の詳細は、参加者に対し、別途通知します。

- (7) 審査結果通知・公表 2月4日（水）（予定）
- (8) 業務委託契約締結 4月1日（水）

## 9 契約

### (1) 契約締結の手続

- ア 契約は、随意契約とし、第1順位者（複数の者が共同で提案した場合にあっては、その代表者）から見積書を徴収して契約書を作成する。
- イ 契約の内容となる仕様書は、第1順位者が提出した企画提案書等を基に作成するが、この業務委託の目的達成のために必要と認められる場合には、市と第1順位者との協議により提

案内容を一部変更した上で、仕様書を作成することがある。この場合において、第1順位者との協議が整わなかった場合は、順次、補欠順位の上位者と協議を行うものとする。

## (2) 契約保証金

上記(1)のアの各々の者((1)のイの第1順位者との協議が整わなかった場合にあっては、協議が整った補欠順位者)は、契約保証金として契約額の100分の5以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、盛岡市財務規則(昭和46年規則第33号)第125条各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

## 10 留意事項

- (1) 参加者1者につき1提案とする。
- (2) 応募書類の作成及び提出並びに二次審査への参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。
- (3) 提出された応募書類は、返却しない。なお、提出された書類は、盛岡市情報公開条例に基づき開示等を実施する場合がある。
- (4) 応募資料等は、盛岡市公式ホームページから電子ファイル(ワード、PDF形式)をダウンロードすることができる。
- (5) このプロポーザルに関する説明会は実施しない。
- (6) 必要により提出された書類の内容について、関係機関に照会する場合がある。
- (7) 参加申込書提出後に参加申し込みを取り下げる場合は、取下書(任意様式)を提出すること。

## 11 問い合わせ先

盛岡市市長公室企画調整課都市戦略室

担当 藤原 竜郎(ふじわら たつろう)

住所 〒020-8530 盛岡市内丸12番2号

電話 019-613-8370(直通)

メール [toshisen@city.morioka.iwate.jp](mailto:toshisen@city.morioka.iwate.jp)